

記載内容を次のとおり訂正します。

対象	訂正前	訂正後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<p>入札公告 (説明書)</p>	<p>技術評価項目及び技術評価基準 技術評価を行うため競争参加者に提出を求める競争参加資格確認申請書の作成、技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">総合評価落札方式</th> <th>技術評価点(満点)^(注1)</th> <th>100点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価項目</td> <td colspan="3">評価基準</td> </tr> <tr> <td>競争参加者の経験及び能力</td> <td colspan="3"> <p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td colspan="4">評価点= 配点(20点) × 係数 a</td> <td rowspan="2">0~20点</td> <td rowspan="2">20点</td> </tr> <tr> <td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務の受渡しが令和3年4月1日以降である場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">上記に該当しない</td> <td>0.00</td> <td></td> </tr> </thead></table> </td> </tr> <tr> <td>競争参加者の経験及び能力</td> <td colspan="3"> <p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td colspan="2">審査基準日において、次の制度認定の取得状況について評価する。</td> <td>5点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">①左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">1)女性活躍推進法に基づく認定(えるぽし認定企業(1段階目/2段階目/3段階目)・フナナえるぽし認定企業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">2)次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業(平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準)・トライくるみん認定企業・フナナくるみん認定企業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">3)青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースコール認定企業)</td> <td>0点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②左記の1)から3)のいずれも認定を取得していない</td> <td></td> <td></td> </tr> </thead></table> </td> </tr> <tr> <td>競争参加者の経験及び能力</td> <td colspan="3"> <p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td colspan="4">評価点= 配点(20点) × 係数 a × (同種業務実績の業務評定率-70) / 20</td> <td rowspan="2">0~20点</td> <td rowspan="2">20点</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務の受渡しが令和3年4月1日以降である場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">上記に該当しない</td> <td>0.00</td> <td></td> </tr> </thead></table> <p>◇留意事項 1. 業務評定率が90点以上の場合、業務評定点を90点とする。 2. 業務評定率が70点以下、又は業務評定率が確認できない場合は、業務評定点を70点とする。</p> </td> </tr> <tr> <td>競争参加者の経験及び能力</td> <td colspan="3"> <p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td colspan="4">評価点= 配点(5点) × 係数 a</td> <td rowspan="2">0~5点</td> <td rowspan="2">5点</td> </tr> <tr> <td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表彰日が令和4年4月1日以降である場合</td> <td>表彰日が令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合</td> <td>表彰日が令和27年4月1日から平成27年3月31日までの間の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">上記に該当しない</td> <td>0.00</td> <td></td> </tr> </thead></table> <p>◇留意事項 1. 平成27年4月1日以降のNEXCO東日本からの表彰を受けた優秀業務等で、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同一である場合に評価する。 なお、優秀業務等の表彰とは、「優秀業務」又は「優良業務」としての表彰であることをいう。 2. 平成28年度以前に表彰を受けた業務のうち、「環境調査」「交通量調査・解析」「気象関係調査」のいずれかは「環境関係調査」と、「標識設計」「造園設計」のいずれかは「その他土木設計」と、「電気設備設計」「通信設備設計」「機械設備設計」のいずれかは「施設設備設計」と、「権利調査」「土地評価調査」「物件等調査」「事業損失関係調査」のいずれかは「補償関係調査」とそれぞれ同一業種区分とする。 3. なお、複数表彰実績がある場合の評価は、合算評価せず、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	総合評価落札方式		技術評価点(満点) ^(注1)	100点	評価項目	評価基準			競争参加者の経験及び能力	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td colspan="4">評価点= 配点(20点) × 係数 a</td> <td rowspan="2">0~20点</td> <td rowspan="2">20点</td> </tr> <tr> <td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務の受渡しが令和3年4月1日以降である場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">上記に該当しない</td> <td>0.00</td> <td></td> </tr> </thead></table>			評価基準				評価点	配点	評価点= 配点(20点) × 係数 a				0~20点	20点	係数 a の設定は下記のとおり					同種業務の受渡しが令和3年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間の場合				1.00	0.50	0.25				同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務						0.50	0.25	0.12				上記に該当しない			0.00		競争参加者の経験及び能力	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td colspan="2">審査基準日において、次の制度認定の取得状況について評価する。</td> <td>5点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">①左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">1)女性活躍推進法に基づく認定(えるぽし認定企業(1段階目/2段階目/3段階目)・フナナえるぽし認定企業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">2)次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業(平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準)・トライくるみん認定企業・フナナくるみん認定企業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">3)青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースコール認定企業)</td> <td>0点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②左記の1)から3)のいずれも認定を取得していない</td> <td></td> <td></td> </tr> </thead></table>			評価基準		評価点	配点	審査基準日において、次の制度認定の取得状況について評価する。		5点	5点	①左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している				1)女性活躍推進法に基づく認定(えるぽし認定企業(1段階目/2段階目/3段階目)・フナナえるぽし認定企業)				2)次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業(平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準)・トライくるみん認定企業・フナナくるみん認定企業)				3)青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースコール認定企業)		0点	5点	②左記の1)から3)のいずれも認定を取得していない				競争参加者の経験及び能力	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td colspan="4">評価点= 配点(20点) × 係数 a × (同種業務実績の業務評定率-70) / 20</td> <td rowspan="2">0~20点</td> <td rowspan="2">20点</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務の受渡しが令和3年4月1日以降である場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">上記に該当しない</td> <td>0.00</td> <td></td> </tr> </thead></table> <p>◇留意事項 1. 業務評定率が90点以上の場合、業務評定点を90点とする。 2. 業務評定率が70点以下、又は業務評定率が確認できない場合は、業務評定点を70点とする。</p>			評価基準				評価点	配点	評価点= 配点(20点) × 係数 a × (同種業務実績の業務評定率-70) / 20				0~20点	20点	(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)				係数 a の設定は下記のとおり					同種業務の受渡しが令和3年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間の場合				1.00	0.50	0.25				同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務						0.50	0.25	0.12				上記に該当しない			0.00		競争参加者の経験及び能力	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td colspan="4">評価点= 配点(5点) × 係数 a</td> <td rowspan="2">0~5点</td> <td rowspan="2">5点</td> </tr> <tr> <td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表彰日が令和4年4月1日以降である場合</td> <td>表彰日が令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合</td> <td>表彰日が令和27年4月1日から平成27年3月31日までの間の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">上記に該当しない</td> <td>0.00</td> <td></td> </tr> </thead></table> <p>◇留意事項 1. 平成27年4月1日以降のNEXCO東日本からの表彰を受けた優秀業務等で、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同一である場合に評価する。 なお、優秀業務等の表彰とは、「優秀業務」又は「優良業務」としての表彰であることをいう。 2. 平成28年度以前に表彰を受けた業務のうち、「環境調査」「交通量調査・解析」「気象関係調査」のいずれかは「環境関係調査」と、「標識設計」「造園設計」のいずれかは「その他土木設計」と、「電気設備設計」「通信設備設計」「機械設備設計」のいずれかは「施設設備設計」と、「権利調査」「土地評価調査」「物件等調査」「事業損失関係調査」のいずれかは「補償関係調査」とそれぞれ同一業種区分とする。 3. なお、複数表彰実績がある場合の評価は、合算評価せず、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。</p>			評価基準				評価点	配点	評価点= 配点(5点) × 係数 a				0~5点	5点	係数 a の設定は下記のとおり					表彰日が令和4年4月1日以降である場合	表彰日が令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	表彰日が令和27年4月1日から平成27年3月31日までの間の場合				1.00	0.50	0.25				同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績						0.50	0.25	0.12				上記に該当しない			0.00		<p>技術評価項目及び技術評価基準 技術評価を行うため競争参加者に提出を求める競争参加資格確認申請書の作成、技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">総合評価落札方式</th> <th>技術評価点(満点)^(注1)</th> <th>100点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価項目</td> <td colspan="3">評価基準</td> </tr> <tr> <td>競争参加者の経験及び能力</td> <td colspan="3"> <p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td colspan="4">評価点= 配点(20点) × 係数 a</td> <td rowspan="2">0~20点</td> <td rowspan="2">20点</td> </tr> <tr> <td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務の受渡しが令和3年4月1日以降である場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">上記に該当しない</td> <td>0.00</td> <td></td> </tr> </thead></table> </td> </tr> <tr> <td>競争参加者の経験及び能力</td> <td colspan="3"> <p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td colspan="2">審査基準日において、次の制度認定の取得状況について評価する。</td> <td>5点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">①左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">1)女性活躍推進法に基づく認定(えるぽし認定企業(1段階目/2段階目/3段階目)・フナナえるぽし認定企業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">2)次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業(平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準)・トライくるみん認定企業・フナナくるみん認定企業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">3)青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースコール認定企業)</td> <td>0点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②左記の1)から3)のいずれも認定を取得していない</td> <td></td> <td></td> </tr> </thead></table> </td> </tr> <tr> <td>競争参加者の経験及び能力</td> <td colspan="3"> <p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td colspan="4">評価点= 配点(20点) × 係数 a × (同種業務実績の業務評定率-70) / 20</td> <td rowspan="2">0~20点</td> <td rowspan="2">20点</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務の受渡しが令和3年4月1日以降である場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">上記に該当しない</td> <td>0.00</td> <td></td> </tr> </thead></table> <p>◇留意事項 1. 業務評定率が90点以上の場合、業務評定点を90点とする。 2. 業務評定率が70点以下、又は業務評定率が確認できない場合は、業務評定点を70点とする。</p> </td> </tr> <tr> <td>競争参加者の経験及び能力</td> <td colspan="3"> <p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td colspan="4">評価点= 配点(5点) × 係数 a</td> <td rowspan="2">0~5点</td> <td rowspan="2">5点</td> </tr> <tr> <td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表彰日が令和4年4月1日以降である場合</td> <td>表彰日が令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合</td> <td>表彰日が令和27年4月1日から平成27年3月31日までの間の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">上記に該当しない</td> <td>0.00</td> <td></td> </tr> </thead></table> <p>◇留意事項 1. 平成27年4月1日以降のNEXCO東日本からの表彰を受けた優秀業務等で、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同一である場合に評価する。 なお、優秀業務等の表彰とは、「優秀業務」又は「優良業務」としての表彰であることをいう。 2. 平成28年度以前に表彰を受けた業務のうち、「環境調査」「交通量調査・解析」「気象関係調査」のいずれかは「環境関係調査」と、「標識設計」「造園設計」のいずれかは「その他土木設計」と、「電気設備設計」「通信設備設計」「機械設備設計」のいずれかは「施設設備設計」と、「権利調査」「土地評価調査」「物件等調査」「事業損失関係調査」のいずれかは「補償関係調査」とそれぞれ同一業種区分とする。 3. なお、複数表彰実績がある場合の評価は、合算評価せず、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	総合評価落札方式		技術評価点(満点) ^(注1)	100点	評価項目	評価基準			競争参加者の経験及び能力	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td colspan="4">評価点= 配点(20点) × 係数 a</td> <td rowspan="2">0~20点</td> <td rowspan="2">20点</td> </tr> <tr> <td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務の受渡しが令和3年4月1日以降である場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">上記に該当しない</td> <td>0.00</td> <td></td> </tr> </thead></table>			評価基準				評価点	配点	評価点= 配点(20点) × 係数 a				0~20点	20点	係数 a の設定は下記のとおり					同種業務の受渡しが令和3年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間の場合				1.00	0.50	0.25				同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務						0.50	0.25	0.12				上記に該当しない			0.00		競争参加者の経験及び能力	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td colspan="2">審査基準日において、次の制度認定の取得状況について評価する。</td> <td>5点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">①左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">1)女性活躍推進法に基づく認定(えるぽし認定企業(1段階目/2段階目/3段階目)・フナナえるぽし認定企業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">2)次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業(平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準)・トライくるみん認定企業・フナナくるみん認定企業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">3)青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースコール認定企業)</td> <td>0点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②左記の1)から3)のいずれも認定を取得していない</td> <td></td> <td></td> </tr> </thead></table>			評価基準		評価点	配点	審査基準日において、次の制度認定の取得状況について評価する。		5点	5点	①左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している				1)女性活躍推進法に基づく認定(えるぽし認定企業(1段階目/2段階目/3段階目)・フナナえるぽし認定企業)				2)次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業(平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準)・トライくるみん認定企業・フナナくるみん認定企業)				3)青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースコール認定企業)		0点	5点	②左記の1)から3)のいずれも認定を取得していない				競争参加者の経験及び能力	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td colspan="4">評価点= 配点(20点) × 係数 a × (同種業務実績の業務評定率-70) / 20</td> <td rowspan="2">0~20点</td> <td rowspan="2">20点</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務の受渡しが令和3年4月1日以降である場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">上記に該当しない</td> <td>0.00</td> <td></td> </tr> </thead></table> <p>◇留意事項 1. 業務評定率が90点以上の場合、業務評定点を90点とする。 2. 業務評定率が70点以下、又は業務評定率が確認できない場合は、業務評定点を70点とする。</p>			評価基準				評価点	配点	評価点= 配点(20点) × 係数 a × (同種業務実績の業務評定率-70) / 20				0~20点	20点	(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)				係数 a の設定は下記のとおり					同種業務の受渡しが令和3年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間の場合				1.00	0.50	0.25				同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務						0.50	0.25	0.12				上記に該当しない			0.00		競争参加者の経験及び能力	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td colspan="4">評価点= 配点(5点) × 係数 a</td> <td rowspan="2">0~5点</td> <td rowspan="2">5点</td> </tr> <tr> <td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表彰日が令和4年4月1日以降である場合</td> <td>表彰日が令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合</td> <td>表彰日が令和27年4月1日から平成27年3月31日までの間の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">上記に該当しない</td> <td>0.00</td> <td></td> </tr> </thead></table> <p>◇留意事項 1. 平成27年4月1日以降のNEXCO東日本からの表彰を受けた優秀業務等で、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同一である場合に評価する。 なお、優秀業務等の表彰とは、「優秀業務」又は「優良業務」としての表彰であることをいう。 2. 平成28年度以前に表彰を受けた業務のうち、「環境調査」「交通量調査・解析」「気象関係調査」のいずれかは「環境関係調査」と、「標識設計」「造園設計」のいずれかは「その他土木設計」と、「電気設備設計」「通信設備設計」「機械設備設計」のいずれかは「施設設備設計」と、「権利調査」「土地評価調査」「物件等調査」「事業損失関係調査」のいずれかは「補償関係調査」とそれぞれ同一業種区分とする。 3. なお、複数表彰実績がある場合の評価は、合算評価せず、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。</p>			評価基準				評価点	配点	評価点= 配点(5点) × 係数 a				0~5点	5点	係数 a の設定は下記のとおり					表彰日が令和4年4月1日以降である場合	表彰日が令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	表彰日が令和27年4月1日から平成27年3月31日までの間の場合				1.00	0.50	0.25				同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績						0.50	0.25	0.12				上記に該当しない			0.00	
総合評価落札方式		技術評価点(満点) ^(注1)	100点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
評価項目	評価基準																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
競争参加者の経験及び能力	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td colspan="4">評価点= 配点(20点) × 係数 a</td> <td rowspan="2">0~20点</td> <td rowspan="2">20点</td> </tr> <tr> <td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務の受渡しが令和3年4月1日以降である場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">上記に該当しない</td> <td>0.00</td> <td></td> </tr> </thead></table>			評価基準				評価点	配点	評価点= 配点(20点) × 係数 a				0~20点	20点	係数 a の設定は下記のとおり					同種業務の受渡しが令和3年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間の場合				1.00	0.50	0.25				同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務						0.50	0.25	0.12				上記に該当しない			0.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
評価基準				評価点	配点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
評価点= 配点(20点) × 係数 a				0~20点	20点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
係数 a の設定は下記のとおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	同種業務の受渡しが令和3年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間の場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	1.00	0.50	0.25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	0.50	0.25	0.12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	上記に該当しない			0.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
競争参加者の経験及び能力	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td colspan="2">審査基準日において、次の制度認定の取得状況について評価する。</td> <td>5点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">①左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">1)女性活躍推進法に基づく認定(えるぽし認定企業(1段階目/2段階目/3段階目)・フナナえるぽし認定企業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">2)次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業(平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準)・トライくるみん認定企業・フナナくるみん認定企業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">3)青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースコール認定企業)</td> <td>0点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②左記の1)から3)のいずれも認定を取得していない</td> <td></td> <td></td> </tr> </thead></table>			評価基準		評価点	配点	審査基準日において、次の制度認定の取得状況について評価する。		5点	5点	①左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している				1)女性活躍推進法に基づく認定(えるぽし認定企業(1段階目/2段階目/3段階目)・フナナえるぽし認定企業)				2)次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業(平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準)・トライくるみん認定企業・フナナくるみん認定企業)				3)青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースコール認定企業)		0点	5点	②左記の1)から3)のいずれも認定を取得していない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
評価基準		評価点	配点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
審査基準日において、次の制度認定の取得状況について評価する。		5点	5点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
①左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
1)女性活躍推進法に基づく認定(えるぽし認定企業(1段階目/2段階目/3段階目)・フナナえるぽし認定企業)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
2)次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業(平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準)・トライくるみん認定企業・フナナくるみん認定企業)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
3)青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースコール認定企業)		0点	5点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
②左記の1)から3)のいずれも認定を取得していない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
競争参加者の経験及び能力	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td colspan="4">評価点= 配点(20点) × 係数 a × (同種業務実績の業務評定率-70) / 20</td> <td rowspan="2">0~20点</td> <td rowspan="2">20点</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務の受渡しが令和3年4月1日以降である場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">上記に該当しない</td> <td>0.00</td> <td></td> </tr> </thead></table> <p>◇留意事項 1. 業務評定率が90点以上の場合、業務評定点を90点とする。 2. 業務評定率が70点以下、又は業務評定率が確認できない場合は、業務評定点を70点とする。</p>			評価基準				評価点	配点	評価点= 配点(20点) × 係数 a × (同種業務実績の業務評定率-70) / 20				0~20点	20点	(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)				係数 a の設定は下記のとおり					同種業務の受渡しが令和3年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間の場合				1.00	0.50	0.25				同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務						0.50	0.25	0.12				上記に該当しない			0.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
評価基準				評価点	配点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
評価点= 配点(20点) × 係数 a × (同種業務実績の業務評定率-70) / 20				0~20点	20点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
係数 a の設定は下記のとおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	同種業務の受渡しが令和3年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間の場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	1.00	0.50	0.25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	0.50	0.25	0.12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	上記に該当しない			0.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
競争参加者の経験及び能力	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td colspan="4">評価点= 配点(5点) × 係数 a</td> <td rowspan="2">0~5点</td> <td rowspan="2">5点</td> </tr> <tr> <td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表彰日が令和4年4月1日以降である場合</td> <td>表彰日が令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合</td> <td>表彰日が令和27年4月1日から平成27年3月31日までの間の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">上記に該当しない</td> <td>0.00</td> <td></td> </tr> </thead></table> <p>◇留意事項 1. 平成27年4月1日以降のNEXCO東日本からの表彰を受けた優秀業務等で、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同一である場合に評価する。 なお、優秀業務等の表彰とは、「優秀業務」又は「優良業務」としての表彰であることをいう。 2. 平成28年度以前に表彰を受けた業務のうち、「環境調査」「交通量調査・解析」「気象関係調査」のいずれかは「環境関係調査」と、「標識設計」「造園設計」のいずれかは「その他土木設計」と、「電気設備設計」「通信設備設計」「機械設備設計」のいずれかは「施設設備設計」と、「権利調査」「土地評価調査」「物件等調査」「事業損失関係調査」のいずれかは「補償関係調査」とそれぞれ同一業種区分とする。 3. なお、複数表彰実績がある場合の評価は、合算評価せず、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。</p>			評価基準				評価点	配点	評価点= 配点(5点) × 係数 a				0~5点	5点	係数 a の設定は下記のとおり					表彰日が令和4年4月1日以降である場合	表彰日が令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	表彰日が令和27年4月1日から平成27年3月31日までの間の場合				1.00	0.50	0.25				同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績						0.50	0.25	0.12				上記に該当しない			0.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
評価基準				評価点	配点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
評価点= 配点(5点) × 係数 a				0~5点	5点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
係数 a の設定は下記のとおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	表彰日が令和4年4月1日以降である場合	表彰日が令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	表彰日が令和27年4月1日から平成27年3月31日までの間の場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	1.00	0.50	0.25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	0.50	0.25	0.12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	上記に該当しない			0.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
総合評価落札方式		技術評価点(満点) ^(注1)	100点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
評価項目	評価基準																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
競争参加者の経験及び能力	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td colspan="4">評価点= 配点(20点) × 係数 a</td> <td rowspan="2">0~20点</td> <td rowspan="2">20点</td> </tr> <tr> <td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務の受渡しが令和3年4月1日以降である場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">上記に該当しない</td> <td>0.00</td> <td></td> </tr> </thead></table>			評価基準				評価点	配点	評価点= 配点(20点) × 係数 a				0~20点	20点	係数 a の設定は下記のとおり					同種業務の受渡しが令和3年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間の場合				1.00	0.50	0.25				同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務						0.50	0.25	0.12				上記に該当しない			0.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
評価基準				評価点	配点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
評価点= 配点(20点) × 係数 a				0~20点	20点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
係数 a の設定は下記のとおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	同種業務の受渡しが令和3年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間の場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	1.00	0.50	0.25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	0.50	0.25	0.12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	上記に該当しない			0.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
競争参加者の経験及び能力	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td colspan="2">審査基準日において、次の制度認定の取得状況について評価する。</td> <td>5点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">①左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">1)女性活躍推進法に基づく認定(えるぽし認定企業(1段階目/2段階目/3段階目)・フナナえるぽし認定企業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">2)次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業(平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準)・トライくるみん認定企業・フナナくるみん認定企業)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">3)青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースコール認定企業)</td> <td>0点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②左記の1)から3)のいずれも認定を取得していない</td> <td></td> <td></td> </tr> </thead></table>			評価基準		評価点	配点	審査基準日において、次の制度認定の取得状況について評価する。		5点	5点	①左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している				1)女性活躍推進法に基づく認定(えるぽし認定企業(1段階目/2段階目/3段階目)・フナナえるぽし認定企業)				2)次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業(平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準)・トライくるみん認定企業・フナナくるみん認定企業)				3)青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースコール認定企業)		0点	5点	②左記の1)から3)のいずれも認定を取得していない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
評価基準		評価点	配点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
審査基準日において、次の制度認定の取得状況について評価する。		5点	5点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
①左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
1)女性活躍推進法に基づく認定(えるぽし認定企業(1段階目/2段階目/3段階目)・フナナえるぽし認定企業)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
2)次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業(平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準)・トライくるみん認定企業・フナナくるみん認定企業)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
3)青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースコール認定企業)		0点	5点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
②左記の1)から3)のいずれも認定を取得していない																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
競争参加者の経験及び能力	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td colspan="4">評価点= 配点(20点) × 係数 a × (同種業務実績の業務評定率-70) / 20</td> <td rowspan="2">0~20点</td> <td rowspan="2">20点</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務の受渡しが令和3年4月1日以降である場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</td> <td>同種業務の受渡しが平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">上記に該当しない</td> <td>0.00</td> <td></td> </tr> </thead></table> <p>◇留意事項 1. 業務評定率が90点以上の場合、業務評定点を90点とする。 2. 業務評定率が70点以下、又は業務評定率が確認できない場合は、業務評定点を70点とする。</p>			評価基準				評価点	配点	評価点= 配点(20点) × 係数 a × (同種業務実績の業務評定率-70) / 20				0~20点	20点	(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)				係数 a の設定は下記のとおり					同種業務の受渡しが令和3年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間の場合				1.00	0.50	0.25				同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務						0.50	0.25	0.12				上記に該当しない			0.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
評価基準				評価点	配点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
評価点= 配点(20点) × 係数 a × (同種業務実績の業務評定率-70) / 20				0~20点	20点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
係数 a の設定は下記のとおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	同種業務の受渡しが令和3年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間の場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	1.00	0.50	0.25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	0.50	0.25	0.12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	上記に該当しない			0.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
競争参加者の経験及び能力	<p>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <td colspan="4">評価点= 配点(5点) × 係数 a</td> <td rowspan="2">0~5点</td> <td rowspan="2">5点</td> </tr> <tr> <td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表彰日が令和4年4月1日以降である場合</td> <td>表彰日が令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合</td> <td>表彰日が令和27年4月1日から平成27年3月31日までの間の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">上記に該当しない</td> <td>0.00</td> <td></td> </tr> </thead></table> <p>◇留意事項 1. 平成27年4月1日以降のNEXCO東日本からの表彰を受けた優秀業務等で、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同一である場合に評価する。 なお、優秀業務等の表彰とは、「優秀業務」又は「優良業務」としての表彰であることをいう。 2. 平成28年度以前に表彰を受けた業務のうち、「環境調査」「交通量調査・解析」「気象関係調査」のいずれかは「環境関係調査」と、「標識設計」「造園設計」のいずれかは「その他土木設計」と、「電気設備設計」「通信設備設計」「機械設備設計」のいずれかは「施設設備設計」と、「権利調査」「土地評価調査」「物件等調査」「事業損失関係調査」のいずれかは「補償関係調査」とそれぞれ同一業種区分とする。 3. なお、複数表彰実績がある場合の評価は、合算評価せず、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。</p>			評価基準				評価点	配点	評価点= 配点(5点) × 係数 a				0~5点	5点	係数 a の設定は下記のとおり					表彰日が令和4年4月1日以降である場合	表彰日が令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	表彰日が令和27年4月1日から平成27年3月31日までの間の場合				1.00	0.50	0.25				同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績						0.50	0.25	0.12				上記に該当しない			0.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
評価基準				評価点	配点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
評価点= 配点(5点) × 係数 a				0~5点	5点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
係数 a の設定は下記のとおり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	表彰日が令和4年4月1日以降である場合	表彰日が令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	表彰日が令和27年4月1日から平成27年3月31日までの間の場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	1.00	0.50	0.25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	0.50	0.25	0.12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	上記に該当しない			0.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		